

2. 介護予防事業について

(1) 介護予防事業の見直し後の状況について

介護予防事業については、平成22年8月に「地域支援事業実施要綱」の改正を行い、平成23年3月には、二次予防事業の効率化に向けた更なる支援として、事業参加の適否について医師の判断を求める場合の基準等を示す等、従来の課題に対応した形で、事業の効率化を図っている。

見直し後の状況について、平成23年10月に全国の実態把握を行った。結果の概要を、「第88回市町村職員を対象とするセミナー※¹」で紹介したので、資料を参照いただきたい。

※1 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoseminar/02_88.html

(2) 介護予防事業の今後の対応について

効果的・効率的な二次予防事業の実施に向けた支援として、平成23年度末にモデル事業での検証結果を踏まえ、対象者の効果的な把握方法や、膝痛や腰痛、認知機能低下の予防に効果的なプログラムを盛り込んだ「介護予防マニュアル（改訂版）」の配布を予定している。

さらに、平成24年度からは、データ管理・事業評価・企画立案を支援するソフトウェアの開発や、生活機能の低下予防に効果的な訪問型介護予防プログラムの効果検証を行うモデル事業を実施予定である。

また、一次予防事業については、介護予防ボランティアの育成、地域住民主体の活動支援、高齢者の地域参加の場や機会をつくることなどによる、介護予防を推進する地域づくりや、二次予防事業対象者の取組の継続性の確保等の観点から、二次予防事業と同様に重要である。両者が連携し、地域特性に合わせた継続性のある事業全体のあり方を検討しつつ、事業展開を行っていただく必要がある。

各都道府県においては、こうした方向性をご理解頂き、高齢者及び地域の情報の共有・活用や事業の企画・実施などについて、関係部局と十分な連携を図っていただき、引き続き二次予防事業対象者の把握とニーズに合ったプログラム（介護予防事業）の推進を図るとともに、介護予防を推進する地域づくり（環境整備）と地域包括ケアの推進、地域住民の共助・自助を取り入れた介護予防の推進を図っていただきたい。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の導入について

平成24年度からは、現在の介護予防事業を、見守り・配食等のインフォーマルサービスを含む介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）に拡大・再編することとしている。総合事業においては、状態が多少変化してもインフォーマルサービスから介護予防事業に至るまで、高齢者のニーズや地域の実情に応じた総合的なサービス提供を行うことが可能になる。

また、ボランティアを活用した総合事業の実施により、介護予防の取り組みを進め、住民共同の地域づくりにつなげていただきたい。(振興課資料「4. 地域支援事業について」参照)

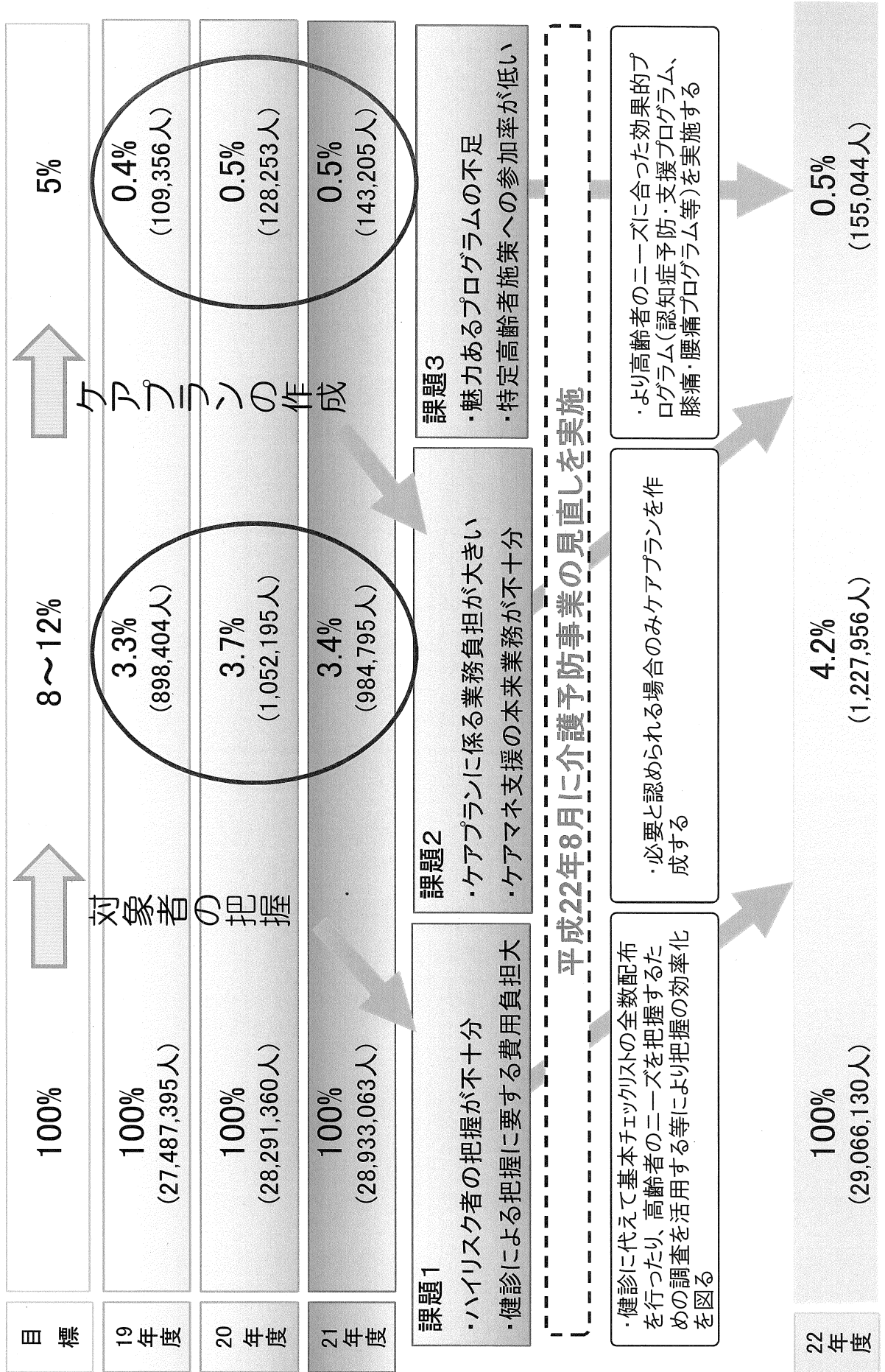
介護予防事業の見直しと見直し後の状況について

(資料)厚生労働省介護予防事業報告

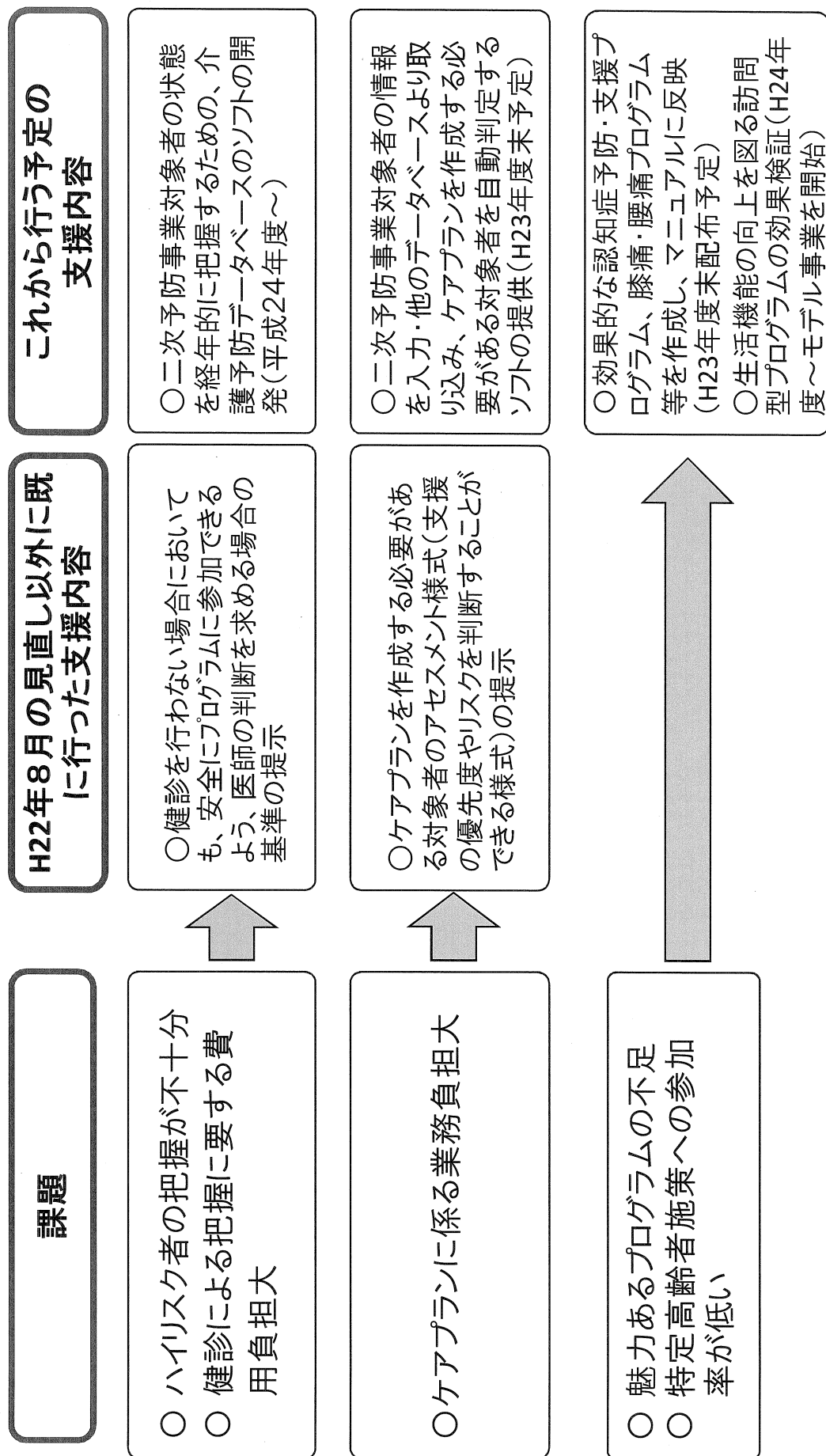
高齢者

二次予防事業対象者(特定高齢者)

施策参加者



介護予防事業の今後の対応について



特定高齢者の名称を変更

- ・ 特定高齢者 → 二次予防事業の対象者
- ・ 各市町村で使いやすい(高齢者が事業に参加しやすい)通称の使用を推奨